

支部ニュース 団 東 京 2007年11月号 407

発行 自由法曹団東京支部 〒112-0002 文京区小石川2-3-28-201
郵便振替00130-6-87399 03-3814-3971 Fax03-3814-2623
メールアドレス dantokyo@dream.com

今号の主な内容

ソフトボール大会 150 余名参加 葉害ヤコブ・東京大気チーム優勝！！
東京支部ソフトボール大会 MVP 受賞の弁……………西村隆雄
準優勝 東京東部法律事務所チーム……………馬上融
3 位入賞の弁・労働弁護団チーム……………鴨田哲郎
なりふりかまわず優勝を！～城北チーム～……………黒田真一
今月もやります 若手学習会
1 1 月幹事会はネットによる市民メディア・1 2 月幹事会は反貧困の派遣法学習会
都教組滝沢先生との懇談のお知らせ
東京支部 3 5 周年 若手・今年弁護士登録の団員のみなさまへ
憲法駅頭宣伝 - 私達の場合……………元井活明
6 0 期新人団員の自己紹介……………小川杏子 三多摩法律事務所
高橋右京 渋谷共同法律事務所
武井一樹 都民総合法律事務所
秋野達彦 三多摩法律事務所
大久保佐和子 あかしあ法律事務所
旬報 9 条の会 3 周年記念行事のご報告……………蟹江鬼太郎 旬報法律事務所
中野区非常勤保育士解雇事件 - 「任用」の法的性質について…志田なや子
美祢社会復帰促進センター視察……………芝田佳宜
シンポジウム「韓国差別禁止法案に学ぶ～日本国内での差別禁止法制定に
向けて～」(1 1 月 3 0 日)へご参加ください……………金竜介
拷問禁止委員会が代用監獄について勧告……………小池振一郎
葛飾ピラ配布弾圧事件控訴審を結審して……………高石育子
1 0 月幹事会報告
日誌

1 1 月の団東京支部幹事会は 1 1 月 2 6 日(月)午後 2 時から。どうぞご出席下さい。

ソフトボール大会 150 余名参加 薬害ヤコブ・東京大気チーム優勝！！

前日までの天気予報ではなかばあきらめ気味だったのに、当日は「晴れ」・「夜9時頃から雨」との予報に急変更。これならいけるぞ、懇親会まで大丈夫。ボール4箱、バット2本、優勝カップから5位カップまで計5個、MVP 賞賞品を積んで、まだ夜も明けきらぬ相模原を出発し、中央高速にのったとたん、「調布まで70分」との赤い表示。それなら甲州街道を行こうとのったばかりの有料道路を国立府中でおりました。にもかかわらず、平日・しかも月はじめの月曜日の交通渋滞にはまり、大井に着いたのは8時半。さっそくグラウンドを開けてもらったところ、「9時から練習」のメンバーがやってきました。渋滞してもなんとか間に合ってよかった！

“プレイボールに9人揃わないと「没収試合」になる”との事前通告が効いたのか、開会式には大勢が集合し、第1試合が始まりました。全部で20試合。スタミナ切れしたチーム、試合ごとに鼻息が荒くなったチーム、淡々と1点獲得をめざすチームなどさまざまでしたが、大きなけがもなく、AEDのお世話にもならず済みました。

12チームを勝ち抜いて優勝したのは、薬害ヤコブ・東京大気チームでした。打つわ・走るわ・取るわ・投げるわ・ころぶわ……。各チーム健闘の様子はご寄稿頂きました文をぜひお読み下さい。

試合のあとの表彰式・懇親会への参加者は124名。用意した食べ物・飲み物はあっというまに完食・完飲し、賑やかに交流を深めました。あとに残されたのは、忘れものの男性用腕時計ひとつ。どなたか心当たりの方は東京支部事務局まで。

いやあ、ウワサには聞いていましたけれど、東京支部年間最大のイベント、総会よりも合宿よりも盛り上がる「ソフトボール大会」のスゴさを初体験しました。参加した多くの団員、応援にいらして下さった事務局の方、ご家族の方、ありがとうございました。また来年、グラウンド6面・全日確保に命を賭けますっ！ 事務局伊藤でした。

東京支部ソフトボール大会 MVP 受賞の弁

西村隆雄 薬害ヤコブ・東京大気チーム

ソフトボールなぞふだんやったことのない私ですが、年に1度のこの大会は、楽しみにしています。

ヤコブの原告・支援・弁護団に一昨年から東京大気が加わったわがチームは、今年は、コントロール抜群の2枚目エースと、どこからでも火がついたら止まらない恐怖の打線

で、全員でかちとった優勝でした。

個人的には、今年は、東京大気の勝利和解に、52年間待ち続けたドラゴンズの日本一。そしてソフト大会優勝に、MVPと、『両手に花』ならぬ両手両足に花状態…。決勝まで1人で投げ抜いてきた（勝っていれば間違いなくMVP！）東京東部法律の大江弁（東京大気弁の同志）と対決できたのも、実にうれしい思い出になりました。

それにしても、秋の一日、これだけ多くの団関係者が一同に会して、力をぶつけ合うイベントを続けてこられた東京支部は、本当にすばらしいと思います。

来年もヨロシク。またMVP狙いますよ！



準優勝 東京東部法律事務所チーム

馬 上 融 東京東部法律事務所チーム監督

2007年11月5日、大井ふ頭中央海浜公園スポーツの森でソフトボール大会が開催され、当事務所も3年連続で参加した。2年間の戦績は7連敗でしたので、この1年間は1勝しようと気合を入れて事務所一丸となって取り組んだ行事のひとつであった。

当事務所は、外部からの応援部隊に頼ることなく純粋な所員で戦って3勝し、準優勝したことは予想しなかったことだが嬉しいことである。優勝には手が届かなかったので来年は優勝を目指したい。

こんなことを言うと、たまたま勝ったのに生意気だ、次回はコテンパンにやっつけてやると闘志をむき出しにわがチームに挑んでくる事務所が出てくると困るので自慢話はしないこととする。ソフトボールは友好を暖めあうこと第1ですので、皆さん勝負にこだわってはいけません。来年も是非わがチームに勝たせて下さい、お願いします。

今回の準優勝は東部法律事務所所員に自信を植え付けてくれましたので、参加の皆さんに「ありがとう」を言います。

4試合全て大江京子弁護士が投げぬいた。東京公害裁判の和解もあり、後顧の憂いもないこともあってか、1勝を勝ち取るぞと体全体に闘志をむき出しにしたこともあって、相手チームは気ばかりあせて思うようにバットに球があたらない。バットに当たっても大江ピッチーのためなら「エンヤコーラ」とショート深沢を先頭にファインプレー続出、これで勝てないことはないと確信した。

当事務所は今年1年の行事で今回の準優勝は特筆すべきことで、ソフトボールでも準優勝した文武両道の頼るべき事務所であると宣伝しようと思っている。原稿を書くにつ

れ興奮してきたのでこの程度にしておく。

これほどまでチームの勝利は多大な影響をもたらすので来年は老若男女問わずソフトボールに参加し、わがチームのこの嬉しさを皆さんに味わってもらいたい。



3位入賞の弁

鴨田哲郎 労働弁護団チーム

楽しい1日を過ごさせていただき有難うございました。当弁護団の50周年に花を添えられたと思います。

2勝2敗で3位とはいささか気がひけますが、決勝を闘った両チーム（特に、優勝したヤコブ・大気チームとは1点差）との2敗とあれば、一応納得いただけるかと思えます。

新・旧の幹事長・事務局長に、神奈川3事務所、埼玉2事務所総勢12人の参加でした。来年さらにパワーアップして決勝戦進出を狙うか否かは新幹事長・小島周一さん（横浜法律事務所）の裁量です。団活動とともに、労弁の活動にも御参加・御関心いただければ幸いです。

なりふりかまわず優勝を！

黒田真一 城北法律事務所チーム監督

優勝から遠ざかってはや8年。城北チームは今年こそ、何がなんでも、石にかじりついても、どんな手を使っても、優勝するつもりでした。

初戦は五反田・南部チーム。かつては死闘を繰り広げた相手でしたが、当時のメンバーも抜けたり、ベテランの域に達したりしてるはず、あれ？若いぞ！？。序盤からまさかの大量失点で3 - 11で敗戦・・・

が、しかし！我がチームには全く落胆の色はありませんでした。そう、今年はワイルドカードという素晴らしいルールが出来たのでした！！

しかも、次の相手は東京法律チーム。いや、決してナメている訳では・・・いや、少しだけ本気でやれば勝てるかと・・・結果は！？

10 - 14で敗戦・・・東京法律チームの皆さん、申し訳ありませんでした。

さて、気を取り直して、4位を目指そう。次は去年のディフェンディングチャンピオン、代々木チーム改め Yoyogi Phoenix。若手・ベテランの力がうまく融合したとてもいいチームでしたが、8 - 0で勝利しました！1勝も出来なければ不参加の所員に何を言われるか分からないという強迫観念がもたらした勝利だと思います。

勝てば4位、負ければ7位の最終戦、相手は東京合同チーム。強力な若手をそろえた強豪でした。我がチームにはすでにはねかえす余力はありませんでした。5 - 13の完敗・・・

試合後、チャレンジャーとして1から出直そう、乾杯（完敗）！来年は優勝するぞ、乾杯（完敗）！

反省会という名の飲み会がいつ果てるともなく続くのでした。

最後に、準備にご尽力いただいた団事務局の皆さんに深く感謝致します。ありがとうございました！



今月もやります 若手学習会

11月26日(月)午後6時～

第2回は11月26日(月)

第1回は30名以上の参加で大きく成功した若手学習会ですが、早くも第2回の時期となりました。

11月26日(月) 午後6時～8時 団本部です。

前半は 労働審判 講師は梅田和尊団員

後半は サンケイ新聞事件 講師は松井繁明団員

支部には「参加します」という連絡が次々と届いています。第1回以上の盛り上がった学習会にしたいと思っています。ぜひ多数ご参加下さい。

また学習会終了後は今回も懇親会を行います。すでに会場も前回と同じ場所に予約済みです。学習会には間に合わないが懇親会には来られるという方は直接懇親会場にお越しただいても結構です。懇親会場詳細は支部までお問い合わせ下さい。

第1回学習会の記録を発行しました。

第1回はとても濃くて役に立つ内容でしたので、その記録集を作りました。若手のみなさまに記録をお送りします。今後の活動にご活用下さい。

もちろん、学習会に参加すれば講師の熱気、参加したみなさまの意気込みを直接感じることができ、講義録を読む以上です。第1回に参加された方はこの記録で学習会を思い出していただき、第1回には来られなかった方もこんな内容なんだとぜひご参加下さい。

11月幹事会はネットによる市民メディア

12月幹事会は反貧困の派遣法学習会

毎月の支部幹事会では講師の方をお招きして特別報告をお願いしています。

11月幹事会は

11月26日(月) 講師 大山勇一団員(城北法律事務所)

インターネットによる市民メディア

12月幹事会は

12月19日(水) 講師 鷲見賢一郎団員(代々木総合法律事務所)

反貧困のための派遣法学習会

を予定しています。幹事会はいずれも午後2時～5時、場所は団本部です。幹事会の一部を特別報告にあてています。

幹事の方に限らず、ぜひ多くの支部団員のご参加をお待ちしています。
また幹事会終了後もお残り下さい。

1 1月幹事会の後は午後6時から若手学習会、さらにその後は懇親会。

1 2月幹事会の後は忘年会。

こちらにもたくさんの方のみなさまのお越しをお待ちしています。

都教組滝沢先生との懇談のお知らせ

東京では石原都政の下、教育についてさまざまな問題が起こっています。また、今年4月に全国学力調査が行われ、その結果が10月に文部科学省から発表されましたが、すでに東京ではこの調査に先立って、東京都独自の調査が行われ、さらには各自治体独自の調査も行われています。その調査では足立区の不正が発覚するなど全国的な問題も出ています。

こうした情勢の下で、東京都の教育問題・学力調査について考えるために、都教組の滝沢先生をお招きして懇談の機会を設けることとしました。年末のお忙しい時期ではありますが、多くの団員のみなさまにご出席いただければ幸いです。

詳細についてはファックスニュースなどでお知らせしたいと考えています。

日時・場所 12月13日(木)午後3時～5時30分 団本部会議室

東京支部35周年 若手・今年弁護士登録の団員のみなさまへ

来年の東京支部35周年の記念行事が2008年2月22日(金)午後、千代田区の如水会館(地下鉄神保町駅下車徒歩3分、地下鉄竹橋駅下車徒歩3分)で行われます。多くのみなさまのご参加をお待ちします。

東京支部ではこの間、若い団員のみなさまを中心にした支部活動に力を入れてきました。

8月のサマー・オープン・セミナーでは「若い弁護士が参加したい団活動を」と題して討論を行いました。ここには例年になく若い弁護士の参加がありました。

また9月から3回連続で若手学習会を行い、第1回は30名以上の方にご参加いただきました。懇親会にも20名以上が集い、学習会では聞けないような話をうかがう機会もありました。

東京地評・労働相談弁護団も若手を中心に動き出しました。

こうした若手団員のみなさま、また今年弁護士登録されたみなさまに支部35周年の参加を訴えます。

35周年ということになると、若手の方は支部ができたころはまだ生まれていなかっ

たという方もおられるでしょう。

35周年記念行事に参加できれば、この歴史を作ってきた先輩団員から直接いろいろなお話を聞くことができるでしょう。そして、これからの10年、20年、35年を作っていくのは若手団員のみなさまにほかなりません。

35周年は決して昔を懐かしむだけの場ではありません。支部の未来を見ずえる行事にするため、若手団員のみなさまの大きなご参加をよびかけます。また若手団員のみなならず支部団員のみなさまから、35周年企画、そして日頃の支部活動についてのいろいろなご意見をお待ちしています。一緒に35周年記念行事を作っていきましょう。

そして、この記事でも再度、アピール。11月26日(月)午後6時から若手学習会です。第1回の学習会では楽しく、そしてためになる(決まり文句でなく本当です。ベテランにも役立ちます)内容の議事録も作られました。第2回学習会にもご参加下さい。

憲法駅頭宣伝 - 私達の場合

元 井 活 明 渋谷共同法律事務所事務局

極端なことをいえば、憲法改悪阻止の運動はひとりでも出来る。しかし、事務所のみなどで定期的にやろうということになるともっと大きな力を発揮する。継続的にやるには努力も必要になるが、何とか継続している私達の取り組みを紹介します。

「事務所単独で宣伝行動が出来るなんて、すごいことだ」と寺さんが言っていた。昔は他の法律事務所や団体と共同でやったりしていたようだ。それもいいかもしれない。

「テロ特措『新法』は、明らかに憲法違反」「戦争に手を貸すな。」萩尾団員の訴えが渋谷駅頭に響く。

駅頭を行き交う人の波はいつも足早で、冷たいなあと思うこともあるが、いつも誰かがビラやパンフレットを受け取ってくれる。私を含めて弁護士と事務局、いつも10人に満たない取り組みではあるが、それぞれが行き交う人たちの間で自然に宣伝活動をしている。

暖かい声をかけてくれる人もいて、こちらが元気になることもある。ありがたいことだ。

私達が月一度程度、「事務所」で宣伝をしようときめてから3年以上になるか。「憲法改悪を許しちゃいけない」という思いと「このままではいいようにやられてしまう」との危機意識が力になっているのか。いや、そういう思いにさせる環境に私がいるせいかもしれない。

今後も、地道な活動の効果を信じて取り組んでいきたい。

60期 新入団員の自己紹介

自己紹介

小川 杏子 三多摩法律事務所

この度、三多摩法律事務所に入所しました、小川杏子と申します。

私は、生まれも育ちも多摩地域で、この、都会と自然がほどよく融合された地域が好きであること、また、東京の中の弁護士過疎地域と言われ、弁護士を必要としている人がたくさんいることから、多摩地域で活動したいと思っていました。特に関心があるのは子どもの権利に関する問題で、今後、力を入れていきたいと考えています。

また、戦争放棄を謳った憲法の大切さをできる限り訴えていきたいです。遠い昔に訪れたひめゆり記念館や広島原爆資料館、そしてそこでの戦争体験者の方の話を通じて、「戦争は絶対にいけない。」と思うとともに、当時のことを語り継いでくれる方がどんどん減っていく中、戦争の悲惨さが忘れ去られたとき日本はどこへ向かっていくのだろうと、幼心に恐ろしくなりました。弁護士を志したとき、弁護士の活動と平和とが結びつくとは思っていませんでしたが、司法試験合格後、多くの先生方に出会う中で、弁護士としてできることがたくさんあるのだということを実感しました。昨今の憲法をめぐる様々な議論については、まだまだ勉強不足であることを痛感しますが、こんな私にでもできること、それは、まずは多くの人、特に若い世代の人々に関心をもってもらうための活動をしていくことだと思っています。

今はまだ何事にも時間がかかっている毎日ですが、幸い、事務所では1つ1つの仕事にじっくりと取り組ませてもらっています。今後、どんどん忙しくなると思いますが、趣味である楽器演奏等を通じて適度に息抜きをしながらオンとオフをうまく切り替えて仕事をこなしていきたいと思っています。

今後とも、よろしくお願い申し上げます。

自己紹介

高橋 右京 渋谷共同法律事務所

この度、渋谷共同法律事務所に入所いたしました、高橋右京と申します。

所属は東京弁護士会です。出身は静岡県の三島市です。

私は、もともと大学で法律の勉強をしたことはなく、大学卒業後も某アパレルメーカーに営業職として勤務しましたが、自分の出世や会社の利益のためではなく、人のため、社会のためになる仕事をしたいと思い、会社を辞めて弁護士を志すようになりました。

弁護士となった現在は、戦後補償問題、環境問題、労働問題、DV、セクシャル・ハラスメント、児童虐待、冤罪事件等、いろいろな分野に興味を持っています。もちろん体は一つですから、これら全てについて弁護士として関わっていけるかはわかりませんが、まずは目の前の事件に一つ一つ丁寧に取り組みつつ、徐々に得意分野を作っていきたいと思っております。

今後とも、よろしくお願いいたします。

自己紹介

武井一樹 都民総合法律事務所

このたび、山口県で行われた団総会において、入団が承認された60期登録、都民総合法律事務所の武井一樹と申します。

私は、1978年に大学を卒業し、神奈川県庁で地方公務員をしておりましたが、役所勤めが性に合わなかったことや、ベルリンの壁の崩壊を目のあたりにして、資本主義の欲望の坩堝とも言うべき証券市場で先物のディーラーをやってみたいと思い、1990年、証券会社に転職しました。

そして、入社後に証券アナリストの資格を取得し、バブル崩壊後、監査室で顧客との訴訟対応や、社内検査関係の職務を経た後、国債先物のディーラーになりました。しかし、2年間でディーラー職務を外されてしまい、ディーリング部門のバックオフィスに異動になったことをきっかけに、司法試験の受験勉強を始めました。ですから、勉強を始めた当時は、特段、高い志というものを持っていたわけではありません。

それでも、会社を辞めて研修所に入所し、自分の娘より年下の人たちとも机を並べて学び、どのような弁護士を目指すかを考えたとき、私の学生時代の常識とは様変わりした、むき出しの弱肉強食の論理の横行や、学生時代の少なくない友人が団員弁護士として活動していること、また、今更大企業のために尽くすこともないだろうと考え、弁護士登録を期に団に加わった次第です。

現在は、先輩弁護士から色々と教えてもらいながら、日々の仕事に取り組んでいます。会社勤めでは決して味わうことのできなかった、自由業としての弁護士の職務の有難みを実感しているところです。

幸い、60期は、東京支部にも元気な団員が多く加わりましたが、試験制度と修習体系の変更に伴って、これからは、従来のスタイルとは異なる後継者対策が求められています。私の今までの社会経験が、少しでもお役に立てればと思っておりますので、今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

自己紹介

秋野達彦 三多摩法律事務所

「弱い立場の人の助けになりたい!」と思ったのが15歳の時。その思いは17年経った今も変わらず、生まれ育った三多摩の地で、子ども・高齢者・障害者・女性の支えになる活動をしていきたいと考えています。

先日、初めての当番弁護に行ったところ、被疑者(と思っていた人)が開口一番「今日の朝に起訴されました。」と。被疑者接見を前提に読んでいった「当番弁護士マニュアル」はほとんど役に立たず、「最近法律が変わってややこしくなったから、僕もよくわかっていないんだよねえ。」等とその場をつなぎながら書式集をひっくり返して、バタバタしながらもなんとか被告人国選選任手続を済ませることができました(笑)。

趣味は料理。料理も弁護士業務も、「愛情をもって丁寧にやらないといいモノができない」という点では同じだと思います。弁護士としての実力はまだ目玉焼き程度ですが、

いつかはフランス料理のフルコース級の上質な法的サービスを依頼者に提供できるようになりたいと思ってます。

自己紹介 大久保佐和子 あかしあ法律事務所

新宿御苑の近くにありますが、あかしあ法律事務所に入所し、10月から仕事を始めました大久保佐和子と申します。

私は、司法試験の最終結果発表直前に、当事務所の平山知子弁護士が書かれた「家裁弁護士」という本を読み、それまで言葉しか知らなかった「DV事件」に関心を持つようになり、そのことがきっかけで、当事務所に入所させていただき運びとなりました。

仕事が始まって1か月あまりですが、DV事件を含め、深く傷ついた依頼者の方と向き合う中で、個々の事件の中に、社会制度の不合理性が浮き彫りとなって現れていることを実感させられます。

困り果てて生活保護の相談に行き、福祉事務所で厳しい言葉を浴びせられる人、夫の暴力からようやく逃れ離婚をして、子どもとともに生活を立て直そうとする人に対する母子加算の廃止。相談者の方が「国に殺される気がする・・・。」と、漏らした言葉は衝撃でした。

相談にこられる方お一人お一人の生活がよりよくなるようにお手伝いするとともに、その根本原因となっている不合理な社会政策が少しでも改善されるよう、地道に動いていくことも不可欠であることを、改めて考えさせられます。

また、何より、何もわかっていない自分、とにかく勉強不足の自分に焦ってしまう毎日です。この点は、あらゆる面で周りの人に支えていただいています。東京支部でも、新人勉強会を開いていただけるのが、とても楽しみです。少しずつ、学びながら進んでいければと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

旬報9条の会3周年記念行事のご報告

蟹江鬼太郎 旬報法律事務所

はじめまして。東京支部の蟹江鬼太郎と申します。現行60期で、この9月から旬報法律事務所で働き始めました。

さる11月3日、当事務所の9条の会で、「音楽と講演の集い」を催しました。内容は、佐藤真子さんの平和の歌、堤未果さんの講演で、参加者も170名を数え、参加者の1/3の方がアンケートに回答するなど、大きな反響がありました。

なかでも、堤さんの講演は、私にとっても斬新な内容でしたので、この紙面をお借りして、その内容を紹介したいと思います。

今回の講師の堤さんは、国連や米国野村證券での勤務経験を有するフリージャーナリストです。

堤さんは、ツインタワービルの隣で働かれていたため、9・11テロを間近で見たそうです。そんな、堤さんにとって、テロよりも怖かったのは、テロ後のアメリカの変わり方だったそうです。堤さんは、当時のアメリカを見て、「メディアが分かりやすい敵を挙げ、データに基づいて毎日不安をあおること」、これが一番簡単な統治の方法だと感じたそうです。

アメリカに失望し帰国した堤さんは、米軍の新兵勧誘の取材のため、再びアメリカに向かいます。当時のアメリカでは、格差拡大政策が取られると同時に、国による個人情報管理が進みました。米軍が、高校の生徒の成績、親の職業・年収、生徒の携帯電話番号まで入手するようになったそうです。

そして、軍の新兵勧誘担当、「リクルーター」は、未来のない生徒、すなわち、環境が不遇で、大学進学の見込みがなく、将来「マックで時給5ドル」の仕事しか出来ないと諦めている生徒を選別します。

その上で、それらの生徒に、イケメンのリクルーターが接近し、「BE WHAT YOU WANT」とささやく。そうして、入隊した元生徒を、イラクやアフガニスタンに送っているそうです。

「格差拡大政策により、貧しい、未来のない人々を作り出せば、徴兵制なんてなくたって戦争ができる。」

このような、格差問題と平和問題の関係性という視点は、とても斬新で、目を開かれた思いがしました。

堤さんもおっしゃっていましたが、今の若者は、(若手弁護士も?)自分の将来や生活が切実な心配事で、平和や9条なんて、自分には縁のない話だ、と感じている方が多いと思います。そのよう中で、このような視点は、一つのきっかけとなるのではないかと、そう感じました。

紙面の関係上まだまだ紹介し足りない思いですが、日本の政策の先に見えそうなアメリカの現状、これを知ることが、平和や9条に興味がない方にこそ訴えるものがあるのではないかと、そのように感じさせられた講演でした。

山口総会で
自己紹介する
おおぜいの
60期弁護士



中野区非常勤保育士解雇事件

- 「任用」の法的性質について

志田 な や 子 まちだ・さがみ総合法律事務所

1 事件の概要

中野区は、区立保育園に長らく勤務してきた（1年任期で11回から9回更新）非常勤保育士（特別職非常勤職員）28名全員を2004年3月末で任用を更新せず雇止した。非常勤保育士4名がこれを争い、解雇無効による地位確認および賃金・損害賠償の支払いを求め、東京地裁に提訴した。本件の背景には、民間企業への公共サービスの丸投げを可能にする指定管理者制度がある。区は、2004年4月から区立保育園2園について指定管理者制度による民間委託をし、委託先を社会福祉法人とコンビチャチャ株式会社とした。原告らは、民間委託されたいずれの園にも勤務していなかった。2006年6月8日に判決が出され、解雇無効地位確認は認められなかったが、期待権侵害による損害賠償が認められた。

原告らは、自ら意図的につくりだした特別職非常勤職員としての採用を理由に解雇するのは信義誠実の原則に反する、民間委託しない保育園に勤務する非常勤保育士全員を一律に解雇するのは、解雇の必要性も合理性もない解雇権濫用である、非常勤保育士28名中19名が加入する公共一般労組を嫌悪してなした不当労働行為である、と主張した。中野区はこれを全面的に争い、非常勤職員は1年任期で任用され、任用が行政行為である以上、民間の雇用関係における解雇権濫用法理は適用されないと主張した。

2 東京地裁判決

「原告らの地位は任用行為の内容によってのみ決定されるのであるから、期間を1年として任用されている以上、原告らが再任用を請求する権利を有することはなく、被告が原告らを再任用しなかったことについて、解雇であれば解雇権の濫用や不当労働行為に該当して解雇無効とされるような事情があったとしても、解雇に関する法理が類推され」ない。

「『非常勤』の保育士といっても、その職務の必要性は一時的なものではなく、将来にも職務が不要となるとは考えられないこと、保育という職務は、専門性を有する上、乳幼児に対する保育に従事するものであって、職務の性質上、短期間の勤務ではなく、継続性が求められること、前記のような状態での再任用が、原告A及び同Bにおいて11回、同Cにおいて10回、同Dにおいて9回にも及んでいることを考慮すれば、前記の原告らの期待は法的保護に値するというのが相当である。」

3 法理論上の問題点

特別職非常勤職員の「任用」の法的性質については、次のとおり学説上、争いがある。

(1) 雇用契約説

特別職非常勤職員は一般職職員とは異なり、地方公務員法の適用除外とされており（地公法 4 条 2 項）、成績主義、能力実証主義、勤務条件条例主義などの地公法の基本原則が適用されないこと、労働組合法が適用され（地公法 4 条 2 項、58 条 1 項）、その労働条件を団体交渉、労働協約で決定することができることとされていること、労働基準法が全面適用されること（地公法 4 条 2 項、58 条 3 項）、地方公務員法上、雇用契約の締結を禁止されていないことから、原告らの任用は雇用契約の締結であり、解雇権濫用の法理が類推適用される（東京地裁で原告が提出した清水敏早稲田大学教授の意見書）。

(2) 行政処分・行政行為説

特別職非常勤職員の「任用」も一般職公務員と同じように、相手方の同意を要する行政行為（本来的に権力的な行為、つまり、行政庁が相手方の法的地位を一方的に規律・決定できるという行為）である。行政行為である以上、法律、条例、規則、発令通知書などによって規律され、合理的解釈の余地はない。したがって、合理的解釈の結果として認められる解雇権濫用の法理は適用されないが、期待権を侵害する特段の事情があるばあいには、損害賠償請求が認められる。本件に関する東京地裁判決、および、千葉地裁平成 17 年 3 月 25 日判決がこの立場にたっている。

(3) 行政処分・契約説

行政処分にはさまざまなものがあり、すべての行政処分が典型的な行政処分である規制行政におけるような公権力性（行政庁が相手方の同意を要することなく、その法的地位を一方的に規律・決定できるという性質）をもつものではない。行政処分性が認められる行為のなかには、本来的に権力的な行為（講学上の「行政行為」および、これに準じる行政庁の権力的行為）と、本来的には権力的な行為ではないが、救済の便宜のため、取消訴訟によってのみその効力を否定できるとされることによって、権力性（公定力・不可争力）を帯びる行為とが含まれている（給付行政など）。地方公務員の任用は、典型的な行政処分とはいえ、契約方式の推定が働き、その基本的性質は契約上の行為である（東京高裁で第一審原告が提出した下井康史新潟大学教授の意見書）。

一般職地方公務員の勤務条件は、地公法 24 条 6 項及び 25 条により地公法または条例により定められ、かつ、地公法 27 条以下に身分保障の規定があり、地公法および条例によって規律されているので、任用の基本的性質が契約上の行為であり合理的解釈の余地があるとしても、解釈の余地はそれほど広いとはいえない。しかし、勤務条件を詳細に条例に定めるとはいつても、すべてを条例に定めることは不可能であり、その勤務関係の規律については、当事者の合理的解釈の余地がある。

特別職非常勤職員の「任用」の基本的な法的性質は契約であり、地公法が適用されず、労働基準法、労働組合法が適用されることから、合理的解釈の範囲は広く、民間企業の有期雇用契約の労働者と同じように、労基法 18 条の 2 の解雇権濫用の禁止規定が類推適用される。

町田市民病院配置転換処分取消請求事件についての東京地裁昭和 53 年 7 月 18 日判決

では、一般職地方公務員である医師について、市立病院の勤務医から市役所市民部への配置転換処分について、任用の法的性格を契約と認め、合理的意思解釈のうえ、配置転換について処分の違法性を認め取消を命じた。同判決は、「任用」を「任用契約」と判示している。

4 行政行為説の問題点

(1) 地方公務員に関する法制との矛盾

単純労務職員である地方公務員は、地方公営企業法および地方公営企業労働関係法(以下、地公労法という)が適用される。地公労法1条は、当局と単純労務職員との勤務関係を「労働関係」ととらえている。

地方公営企業法39条1項により、単純労務職員には、労働基準法14条2項及び3項、18条の2、75条～88条(災害補償)のみが適用除外とされ、労基法のほとんどの規定が適用されている。単純労務職員は分限及び懲戒に関する規定(地公法27条～29条の2)が適用され(地方公営企業法39条1項)、その身分が保障されているため、労基法18条の2は適用されないものとしている。単純労務職員に労基法の就業規則の規定が適用されることは自明の理とされており、就業規則の不利益変更に関する判決もある(北九州市勤務時間確認請求事件の福岡地裁昭和53年2月28日判決)。

さらに、単純労務職員には労働組合法および労働関係調整法が適用されており(地公法57条、地公労法4条、同法附則5項)、労働協約を締結することができる。地公労法は、当局が条例、規則その他の規定に抵触する協定、および予算上あるいは資金上不可能な支出を内容とする協定を締結したばあいの取扱いを定め、地方自治体の長はその協定が条例や規則に抵触しなくなるようにするために、必要な条例の改正案を議会に提出したり、規則の改正をしなければならず(同法8、9条)、予算案などを議会に提出しなければならぬとしている(同法10条1項)。抵触する協定は、議会の承認があったときに協定締結時にさかのぼって効力を発生するものとした(同法10条3項)。また、労組法が適用されることから、現に労働委員会において労使紛争の解決がはかられている。ただ、争議行為のみが禁止されている(地公労法11条)。

特別職非常勤職員は労基法、労組法、労働関係調整法が全面適用され、単純労務職員のように争議行為は禁止されておらず、適用される法令は民間企業の労働者とほとんど同一である。にもかかわらず、本件東京地裁判決や上記千葉地裁が判示した行政行為説にたつと、単純労務職員は部分的に地公法などの法的規制を受けるにもかかわらず、単純労務職員には労基法上の就業規則の規定が適用されるのに、特別職非常勤職員には就業規則の規定が適用されないことになる。また、単純労務職員については労組法が適用されて不当労働行為による解雇は無効となりうるのに、特別職非常勤職員には、不当労働行為による解雇であっても無効にはならないという奇妙な結論になる。

上記行政行為説によれば、地公法の一部が適用され労基法・労組法の一部が適用除外となっている単純労務職員よりも、地公法が適用されず労基法・労組法が全面適用となる特別職非常勤職員の方が、結果としては、労基法・労組法の適用を受けられない範囲

が広いということになる。現行の地方公務員に関する法制からみると、いちじるしく矛盾した結論になるのであり、まともな議論にたえうるものではない。

(2) 多数の地方自治体で特別職非常勤職員を「雇用」している実態との矛盾

各地の地方自治体が非常勤職員の労働条件等について定めた「要綱」や「規程」には、自治体のホームページ上から入手できたものだけでも、特別職非常勤職員と自治体との関係を雇用関係としているものが多数存在している。また、昭和 61 年 10 月に、自治省・文部省・外務省が自治体に要請して開始された国際交流の一環である外国青年招致事業では、外国青年の処遇を特別職非常勤職員としている。同事業は自治体国際化協会の協力のもとに、総務省、文科省、外務省の連携のもとに実施されているが、同協会が作成した招致外国青年就業規則のモデル案は、特別職非常勤職員と自治体との勤務関係を雇用契約であることを明示している。全国各地の地方自治体がこのモデル案にもとづいて、就業規則をつくり、雇用契約を締結して、外国語教師などとして雇用している。

行政行為説は、現に特別職非常勤職員と自治体との関係を雇用契約として規律している就業規則や要綱、規程などが多数存在しているという実態を無視するものである。

5 まとめ

原告双方が本件東京地裁判決に対し控訴したことから、2006 年 10 月 25 日から東京高裁において審理され、裁判官から第一審被告（中野区）に対して、任用を行政行為と解する根拠や更新をしなかった理由について釈明を求めた。第一審原告に対しても、任用を行政処分としたばあいにも解雇権濫用の法理が適用されると解される根拠を明らかにするよう釈明を求め、上記下井康史意見書を提出して法理論的にも大幅に補強した。さらに、更新拒否後に中野区が勤務時間帯を共通する臨時職員や育休代替職員など多数を新規に募集採用した事実を立証した。2007 年 8 月 29 日に結審し、11 月 28 日に判決がくだされる予定である。

美祿社会復帰促進センター視察

芝田佳宜 東京南部法律事務所

1 はじめに

2007 年 10 月 22 日、山口で実施された団総会の後、「初の民間刑務所」と言われております「美祿社会復帰促進センター」（以下「美祿センター」といいます。）というところに視察に行く機会を設けて頂きました。

フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』によりますと、美祿センターは、1997 年 9 月に分譲を開始したにも拘わらず、一社の企業も進出しなかった工業団地「美祿テクノパーク」の跡地を利用して、2007 年 5 月 13 日より運用が開始されたと言うことで

す。美祢センターは国内初の PFI (Private Finance Initiative ・ 民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法) 刑務所ということで、各方面から賞賛の声が上がっているところ、自由法曹団としては、「みんなよいよいと言うけれどなにか隠れた問題点があるのじゃないの？」というちょっと意地悪な観点から視察に訪れたのだと思っています。

ちなみに美祢センター収容の受刑者は、男性は、

刑務所に入るのが初めてであること、

他人の生命又は身体、精神に回復困難な損害を与える犯罪（殺人、強盗、強姦等）を犯したのではないこと

執行刑期が概ね懲役 1 年から 5 年であること

概ね 26 歳以上 60 歳未満であること

心身に著しい障害が無いこと

集団生活に適應できること

身柄引受人がいるなど帰住環境が良好であること

同一の職又は職場で 3 年以上勤務した経験があること

の要件、女性は上記の と の要件を満たす者でなければいけないとのことでした。『刑務所の居心地が良すぎると再犯をして元受刑者が刑務所に戻ってきてしまうのではないか』との危惧も寄せられているそうですが、要件 があるため、美祢センターで居心地が良かったとしても、再びここに入所することはできない仕組みになっております。収容定員は男女各 500 人ずつの計 1000 人です。

2 美祢センターに到着

山口市内の宿からバスに揺られて一時間弱、美祢市の美祢センターに到着しました。できたばかりの施設は当然ですが小綺麗で、入り口付近には道場がありました。道場は刑務官らの武道演習に利用される他、近隣の小中学生らに解放されているとのことで、稽古を終えたらしき少女達が道場から出てきておりました。

入り口を入ると左手に売店がありました。ここも一般に開放されており、喫茶店として利用できるほか、受刑者と同じ食事を 1 日限定 20 食で食べられるとのことでした。

そして、施設内部へ入りました。立ち入る際の持ち物検査はセコムが責任を持っているとのことで、感度の良い金属探知器に物持ちの先生方はことごとく引っかかっておりました（パソコン、携帯電話は持ち込み不可）。

以下、各特徴をまとめてみます。

3 フェンス塀

高いコンクリート塀に囲まれている一般の刑務所とは異なり、美祢センターの周囲は二重のフェンス（鉄網）に囲まれています。このフェンスは人が指や足を間に入れてよじ登れないよう、網目を細かく作ってあるとのことでした。

4 受刑者の移動に自由が認められる

施設内の特定の空間は、受刑者が自由に移動でき、いちいち刑務官が付き添いをしないとの手法が採用されていました。そのため、多数の監視カメラが設置（受刑者には帽

子をかぶせ顔がカメラに写らないような配慮をしている)されていた他, 受刑者の服には IC タグが取り付けられ, 受刑者の位置を把握できる仕組みになっていました(服を脱ぎ捨てるなどしてこの IC タグの位置に変化がなくなった場合は警報が発せられる仕組みになっているそうです)。受刑者に独立の精神を持たせられる他, 刑務官側の負担を大きく減らすことができるとのことでした。

5 部屋の様子

部屋は, 基本的には個室になっているようです。特徴は窓に鉄格子が無いことです。窓が開く事のできる限界を 12cm に留め(この大きさだと頭が出ない), 且つガラス部分に強化ガラスを用いることで開放感を持たせているとのことでした。また, 自死を防ぐために, 首つり用のひもを掛けることができる場所が極力減らされているとの説明でした(内側のドアノブが特殊な形状にしてある, カーテンレールがちょっとした重量にも耐えられない強度にしてあるなど)。また, 各部屋に 14 インチブラウン管テレビが備えてありました。但し, 自由に番組を見られるというわけではなく, 当局により一定のふり分け, 編集がなされているとのことでした。

6 面談室

美祢センターには面談室が, 複数設けられており, 家族等との接触を通して円滑な社会復帰を目指しているとのことでした。面談室には数種類あり, 一般の亚克力板が間にある部屋, 亚克力板が無い部屋, 集団面会室(結構広い)がありました。但し, 現時点では地の利のせいもあり, 残念ながら面談室の利用頻度は低いとのことでした。

7 職業訓練

現代社会で働くためにはパソコン技量が必須ということで, 訓練室にはノートパソコンが多数備え付けてあり, エクセル, ワード等の技術を教えてもらえるとのことでした。

8 貸与本

美祢センターでも一般の刑務所同様本の貸与を受けることができますが, 美祢センターでは, 貸与本についてはどの種類の本がどれくらい利用されているか統計をとり, 以降の仕入れに反映させているそうです。この点, 視察された団員からこの調査につき「個人の思想調査に結びつくのではないか」との疑念が呈されておりましたが, 個人がどの本を借りたかとのデータは集計していないとのことでした。

9 その他

現時点では収容率も低く, 歯科治療を申出てもすぐに対応できているとのこと。また, 地元には無かった婦人科を施設内に設置し, 地元住民への還元もなされているなどいいことづくめの視察でした。

ちなみに, 同様の PFI 刑務所は, 「島根あさひ社会復帰支援センター」(2008 年 10 月運用開始予定), 「喜連川社会復帰促進センター」(栃木県さくら市・2007 年 10 月運用開始予定), 「播磨社会復帰促進センター」(兵庫県加古川市・2007 年 10 月運用開始予定)があるそうです。

以 上

シンポジウム「韓国差別禁止法案に学ぶ～日本国内での差別禁止法制定に向けて～」 (11月30日)へご参加ください

金 竜 介 台東協同法律事務所

東京弁護士会の「外国人の権利に関する委員会」の委員長を務めております。同委員会の主催で、11月30日にシンポジウム「韓国差別禁止法案に学ぶ～日本国内での差別禁止法制定に向けて～」を開催しますので是非ご参加ください。

1 韓国の国家人権委員会とは

韓国の国家人権委員会をご存知でしょうか？これは、人権に影響を及ぼす法令に関する諮問・勧告権、人権保障に必要な法令の制定に関する勧告権、人権に影響を及ぼす法令、制度、政策に対する調査・研究・勧告権などを有するもので、政府や国会から独立した委員会です(2001年設立)。

例えば、刑務所などの施設収容者が、委員会に陳情を提出しようとする場合、その施設は、陳情書を作成するのに必要な時間と場所と便宜を直ちに提供しなければならず、施設所員に対してもその陳情書の内容の秘密が保障されて、その陳情書は直接に委員会に渡されることになっており、施設収容者が望む場合、直接、委員会の前で陳情することもできると規定されています。

2002年から2005年に委員会が関与した差別事件総数2017件の内、雇用分野が961件と最も多く、次いで財貨・サービスの供給と利用に関する事件が395件、教育施設利用をめぐる事件が109件。差別事由は、社会的身分(484件)、障害(226件)、年齢(175件)、性別(125件)、学力(88件)、出身国(68件)、性的虐待(65件)、病歴(54件)、前科(23件)などとなっています。

2 差別禁止法案

このように韓国では、人権侵害を断絶するために国家人権委員会が作られたのですが、その後、差別を禁止する法律の制定を望む声が広まり、国家人権委員会で差別禁止法制定のための作業が進められ、2006年7月24日に国家人権委員会が策定した「差別禁止法案」が国務総理に立法勧告され、その後、政府から国会に法案が提出されました。

この法案では、差別行為として禁止される差別の範囲を定めるとともに、国家機関などの差別是正義務、予防措置、差別の救済が定められています。法案には、国家人権委員会による是正命令(勧告に従わない場合)や訴訟支援(差別行為と認定された事件で、委員会の決定に従わず、事案が重大な場合、委員会が当該事件の訴訟支援を行なう)、立証責任(訴訟における立証責任は差別を受けたと主張する者の相手方が負担する)な

どの規定もありますが、立法化までにまだ議論することが多々あると思われます。

しかし、与野党とも法の制定自体には大きな反対はなく、立法化される見込みという事です（但し、時期的には、次期大統領選挙後の国会で成立する可能性が高い）。

3 11月30日シンポジウムに是非ご参加ください！

今度のシンポジウムでは、韓国の国家人権委員会の鄭康子（ちょん かんじゃ）さんをお招きして講演していただくことになりました。そして、後半は、鄭康子さんと新潟大学の山崎公士教授（国際人権法）と鳥取県弁護士会の大田原俊輔弁護士を交えた討論を行ないます。

ご存知のとおり、鳥取県では、「人権侵害救済推進及び手続に関する条例」が2005年に成立しましたが、同条例に対する多くの反対意見があったことから、その後、県議会で条例停止が議決されて今日に至っています。大田原さんは、「当該条例で人権侵害行為と規定されている『差別』『ひぼう・中傷』『虐待』『性的な言動』などはすべて抽象的な概念規定であり、市民生活で発生する様々な紛争を入れていることは、表現・内心の自由に踏み込むもので“こわくてものが言えない”ことになる。」と、条例の問題点を指摘し、本条例への反対意見を表明してきた方で、「鳥取県人権救済条例見直し検討委員会」のメンバーでもあります。

今回のシンポジウムは、単に韓国の情勢を知るというためではなく、韓国の現状を参考にしながら、日本国内での差別禁止のための法整備がどうあるべきかを考えるものにしたと思っています。

ぜひご参加ください！

シンポジウム

「韓国差別禁止法案に学ぶ

～日本国内での差別禁止法制定に向けて～」

日時 11月30日（金）午後6時00分～

場所 第一東京弁護士会講堂（弁護士会館12階）

講演 鄭康子（韓国の国家人権委員会の委員）

討論 鄭康子

山崎公士（新潟大学教授 国際人権法）

大田原俊輔（鳥取県弁護士会）

主催 東京弁護士会 外国人の権利に関する委員会

拷問禁止委員会が代用監獄について勧告

小池 振 一 郎 ウェール法律事務所

1、代用監獄は拷問禁止条約が禁止する精神的拷問

鹿児島志布志踏み字事件、富山強姦事件、北方事件など、警察でウソの自白を強要された冤罪事件が相次いで明るみに出ている。

今年5月、ジュネーブの国連人権高等弁務官事務所において、拷問禁止委員会第1回日本政府報告書審査が開かれた。

拷問禁止委員会は、1987年に発効した拷問禁止条約に基づき設置され、日本政府は1999年に批准した。

拷問禁止条約は、公務員の「自白を得ることを目的」とした身体的拷問と並んで、精神的拷問をも防止する措置を義務づけている。拘留所の代わりに警察留置場に勾留する代用監獄制度のもとでの長時間・長期間の取調べ（小池振一郎・青木和子「なぜ、いま代用監獄か」岩波ブックレット2006年）自体が、拷問禁止条約が禁止する「精神的」拷問そのものである。

2、国連で「それでもボクはやってない」上映

鳥海準団員らが活躍した痴漢冤罪事件をモデルとした周防監督の映画「それでもボクはやってない」は、日本の刑事司法の欠陥を告発した、素晴らしい映画であるが、大変な苦勞をして、国連の近くでこの映画を上映した。拷問禁止委員会の委員（10名中3名）NGO、日本政府関係者などに観てもらったが、上映後、「これは本当か」「日本はそれでも先進国か」「クレイジーだ」などと、予想を超える反響であった。

3、拷問禁止委員会の日本政府に対する勧告

審査を踏まえた拷問禁止委員会の日本政府に対する勧告は、「警察に拘禁できる最長期間を制限」する法改正を求め、代用監獄の廃止を求めるものであった。

さらに、委員会は、「起訴前の保釈制度が存在しないこと」を懸念し、「公判前段階における拘禁の代替措置の採用について考慮」を求め、証拠の全面開示、取調の可視化を求めた。

また、死刑の執行停止も勧告し、「従軍慰安婦」問題を念頭に、拷問行為が、時効にかかることなく捜査が行われ、起訴され、処罰されるよう、法規定の見直しを求めた。

（拙稿「国連拷問禁止委員会が日本政府に勧告」法学セミナー2007年10月号、日弁連編『改革を迫られる被拘禁者の人権 2007年拷問禁止条約第1回政府報告書審査』現代人文社）

4、来年に向けて

委員会は、代用監獄問題を含む未決拘禁の問題、取調べの可視化の問題等については直ちに所要の対応措置を講ずるよう、1年後までに日本政府に報告を求めた。

来年5月には、国連人権理事会で日本の人権状況が審議され、10月には、国際人権（自由権）規約委員会で日本政府報告書が審査される。そこでは、この拷問禁止委員

会の勧告を受けて日本政府がどう対応したかが必ず問われるだろう。

裁判員制度を控え、この機会に、代用監獄廃止に向けた流れを作り、取調べ規制、取調べの可視化を含む刑事司法改革を大きく前進させたい。

【以下の通り、英語字幕付の特別上映会が開かれます。ご参加下さい。】

葛飾ビラ配布弾圧事件控訴審を結審して

高石育子 第一法律事務所

平成18年8月28日に、第一審で無罪判決を勝ち取った直後、検察官の控訴により、葛飾ビラ配布弾圧事件の審理は控訴審に移りました。

控訴審において、検察官は、控訴理由として、「正当な理由がないのに」の解釈および住居権者の部外者立入禁止の意思が外部的に表示される必要があるとした点に関する刑法130条に関する法令適用の誤りと、共用部分への立入行為を刑事上の処罰対象とすることについての社会通念が確立していないとする点の事実誤認および住居権者の部外者立入禁止の意思が外部的に表示されていないとした点の事実誤認を主張しました。

そして、検察官は、上記を立証するため、本件マンションの住民の一人の供述調書、本件事件前後2年間の亀有署管内の中高層住宅で発生した刑法犯事件の照会回答書、110番通報聴取用紙の照会回答書及び本件マンションの設計者の供述調書を証拠請求しました。

弁護団は、検察官の証拠請求に対し、すべて不同意とすると、そのすべてを撤回し、唯一上記本件マンション設計者の証人尋問を請求しました。

検察官は、上記設計者の尋問を通じて、控訴理由の と の立証を試みたのですが、そもそも同証人は上記立証において、不適格と言わざるを得ないものでした。なぜなら、まず第1点として、同証人は、昭和58年ころに本件マンションの設計を行っただけの人物であり、本件マンションへの部外者立入りを承認しあるいは規制するかについて関与する立場がなく、居住者によって現実に利用され管理されている本件マンションが部外者立入禁止意思を明示していることを立証することなどできようはずがないのです。第2点として、本件マンションはオートロック式でないことは明確であるところ、設計図面には、エントランスの2枚目のドアについて「シリンダー錠(オートロック)」と記載されている点について、同証人は、「入居者がその都度、出入りしたときに閉めるという方式の形がセミオートロックという形になっているかと思います。それがシリンダー錠についています。」と供述する一方、弁護人の反対尋問において、ドアを閉めると自動的に鍵がかかる設計なのか問われると、「ちょっとそこが、詳しくちょっと分からないのですけどね。開けるのはシリンダー錠でなければ開かないという形にはなっているかと思いますがね。現場がどうなっているか、ちょっとわかりません。」などと供述し、当時の設計内容、施工状況について明確な記憶を持たない証人であったのです。

他方、弁護人側は、第一審の無罪判決を報道する新聞記事や社説等を証拠として請求する他、国土館大学法学部の関哲夫教授(刑法)と一橋大学大学院法学研究科法務専攻の阪口正二郎教授(憲法)の意見書を証拠請求し、また、関教授については証人尋問も併せて請求しました。関教授の証人尋問は採用されませんでした。両教授の意見書は、証拠採用されました。

また、被告人質問においては、荒川さんご本人が、第一審判決後に全国14か所で本件事件についての講演を依頼され、講演を行ったことや、大阪のある大学で授業の1コマとして講演を行ったこと、それら講演の参加者の好意的な反応などを述べた他、裁判所に対し、本件事件が市民の人権が問われていること、裁判所として憲法を守る勇氣ある判断をしてほしいことを堂々と述べました。この荒川さんの供述は大変立派なものでした。

本件事件は、そもそも無罪であることは当然ですが、荒川さんの法廷での供述は、ますます無罪であることを確信できる内容であったと思います。

判決期日は、12月11日です。第一審に引き続き、控訴審でも勝利の無罪判決がなされることをわれわれは信じています。

以上

10月幹事会報告

2007年10月26日 参加者 13名

団總會報告

【プレ企画】

(将来問題について)

・新60期の就職状況等についての報告があった。

(反貧困について)

・生活保護について北九州の団員から報告があった。申請すらさせない(申請書を渡さない)方針を行政が持っている。弁護士が申請についていくなどして対応しているとのこと。

・反貧困に向けて一致した。

【總會報告】

・貧困問題について会場発言が多かった。特に、有期雇用の問題、派遣法の問題、生活保護の問題に関する発言が出色だったと思う。

・権利侵害そのものというべき酷い労働者いじめについての生々しい報告があった。権利侵害に対してどのように対抗していくべきか、という問題提起がなされた。

・いくつかの反貧困ネットワークが作られ、実際に動いている。これらに積極的に参加していくことが大切。

・さらにはこれを憲法問題にどう結びつけていくのか。労働組合とどう結びつけていくのか。

・プレ企画が盛り上がった。憲法と構造改革の問題を切り離すのではなく、結びつけて捉えることが大事。貧困は戦争に繋がるので、団としても憲法問題だけを切り離して捉えるのではなく、構造改革と改憲は結びつけて考えていくべき。

・自衛隊を議会、国民の意思で引き揚げさせたのは非常に画期的なこと。

・司法問題について、これから議論をしていくことが大事。

改憲問題

- ・テロ特別措置法について東京共同センターで島田団員が講演した。
- ・テロ新法の成立を許すかどうか。この問題について怒りを込めて立ち上がらなければならない。アフガンの子達がパキスタンの国境に逃げ延びてきて、「アメリカに戦争を止めさせて欲しい」と訴えてきた。ここにテロ新法の本質を見なければならない。爆弾の下にいる人間の立場から平和の問題を考えなければならない。これが平和憲法の本質。ところが、この国の政府は、爆弾の上から考えている。6年間も民衆の殺戮に加担している。こんなことが許せるか、という怒りをもって取り組むことが大切。初めて自分たちの意思で自衛隊を撤退させることの意味。改憲策動を後退させる大きな一歩にもなる。
- ・自民党は迂回作戦に出てきている。国会内で表立った動きは当面は差し控える。水面下では、来年の通常国会での活動再開に向けて、動きが進んでいる。

労働問題

- ・11月3日の権利討論集会に参加を。
- ・東京地評労働相談弁護団。参加者確認。弁護団にはどんどん追加登録可能。
- ・派遣について東京支部でも学習会をすべき。
- ・国会情勢。労働契約法制について。

教育問題

- ・沖縄の教科書問題。あの検定意見の作成過程が問題。文部省の中にいる靖国派の職員が検定意見を作った。検定意見そのものを撤回させることが大事。堀越さんがビラをまいて、政治的中立性が全く害されないにもかかわらず処罰され、かたや、靖国派の職員の意向で検定意見が作られてしまう、という問題。
- ・学力テスト問題。百何十億もかけて実施して、分析結果が「基礎知識はあるけど、応用力がない」というのはあまりにもお粗末。

警察

- ・美祿のPFI刑務所についての報告。わりと拘束力が強かった。ICタグ、生体認証等、監視体制の最先端をいっている。
- ・少年法の改正について、支部としてはパブコメに意見を提出。
- ・葛飾事件は、結審し、12月11日が判決。
- ・堀越事件は、控訴審第1回が終わり、学者3人を証人申請。
- ・世田谷事件も学者証人尋問に向け準備中
- ・立川テント村の最高裁判決が、予断を許さない状況。葛飾事件等に影響あり。
- ・入管法について報告

市民・都政

都営住宅の承継問題について報告

司法問題

11月9日 公判前整理手続の検討・報告会

ソフトボール

今年は、ワイルドカード制を導入。午前中に全チームが2試合ずつやる。優勝するには必ず4回闘う。グローブ・バットは、各チームで用意

若手学習会

- ・第1回は大成功。
- ・第2回目に向けて、具体的な立案、参加呼びかけが大事。
35周年
- ・リレートークを含めた検討を行った。

日誌 10/16～11/15

- 10月17日 東京共同センター事務局会議
18日 「少年警察活動規則改正によるぐ犯調査に抗議する」
20日 団総会プレ企画
21日 団本部山口総会
22日 団本部山口総会 / 国民救援会東京都本部常任委員会
24日 憲法改悪に反対する東京共同センター国会要請行動
25日 5.3 実行委員会昼休み国会デモ・院内集会 / 「全国学力調査の結果公表に抗議する」
26日 東京支部幹事会 / 「改正少年法施行にあたっての要望書」
28日 10.28 国民大集会
29日 自由法曹団事務局会議
- 11月 2日 自由法曹団改憲阻止対策本部事務局会議 / 「テロ特措法（報復戦争参加法）を廃止に追い込んだ市民の力で自衛隊のすみやかな帰還と新法廃案を実現しよう」
3日 第1回労働者の権利討論集会
5日 東京支部第18回ソフトボール大会 In 大井中央海浜公園
6日 自由法曹団教育問題対策委員会 / 自由法曹団警察問題委員会
7日 「新テロ特措法の拙速採決に強く反対し、廃案を求める要請書」
8日 自由法曹団改憲阻止対策本部
9日 自由法曹団労働問題委員会 / 自由法曹団司法問題委員会 / 憲法改悪に反対する東京共同センター・池袋宣伝 / 「新テロ特措法案の採決反対、廃案の要請書」
13日 東京支部事務局会議 / 「新テロ特措法案の衆院強行採決に抗議する」
14日 東京地評・労働相談弁護団発足式 / 自由法曹団市民問題委員会
15日 憲法改悪に反対する東京共同センター幹事団体会議

ありがとうございました

国民金融公庫弁護団から、争議解決カンパをいただきました。ありがとうございました。

国民金融公庫弁護団 上条貞夫 小海範亮 松井繁明 宮原哲朗 八坂玄功